

東京都の最低賃金

Q、東京都の最低賃金について教えてください。

A、令和5年10月1日から東京都の最低賃金が1,113円(時間額)に改定されます。

例年、10月に全国の最低賃金の見直しが行われます。物価上昇が続く中で労働条件の改善を図り、経済状況の健全な発展を促すため、今年度は過去最高となる全国平均43円の引き上げが行われます。全国の平均最低賃金は1,004円となり、初めて1,000円代を超えました。

最低賃金には、都道府県ごとに定められる地域最低賃金と、産業別に定められた特定最低賃金の2種類があります。両方が適用される場合には、金額の高い方が最低賃金となります。もし仮に、最低賃金額以下で雇用契約を結んでいた場合は契約が無効となり、差額を支払わなければなりません。

また、最低賃金は事業場で働く正社員やアルバイトなど雇用形態に関係なく、すべての労働者とその使用者に適用されます(一部、条件付きで除外あり)。対象となる賃金は通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られ、残業代や賞与、通勤手当や家族手当などは含まれません。

最低賃金は時間額で定められているため、月給制、日給制、時間給制など、すべての給与形態において時間額が適用されます。日給制の場合は日額を1日の平均所定労働時間で割り、月給制の場合は1ヶ月の平均所定労働時間で割り、1時間単価に直して比較します。時間額に換算した金額が、最低賃金を下回っている場合は賃金の見直しが必要です。

生産性向上のための設備投資などを行い、事業所内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業、小規模事業所には、費用の一部を助成する制度(業務改善助成金)もあります。